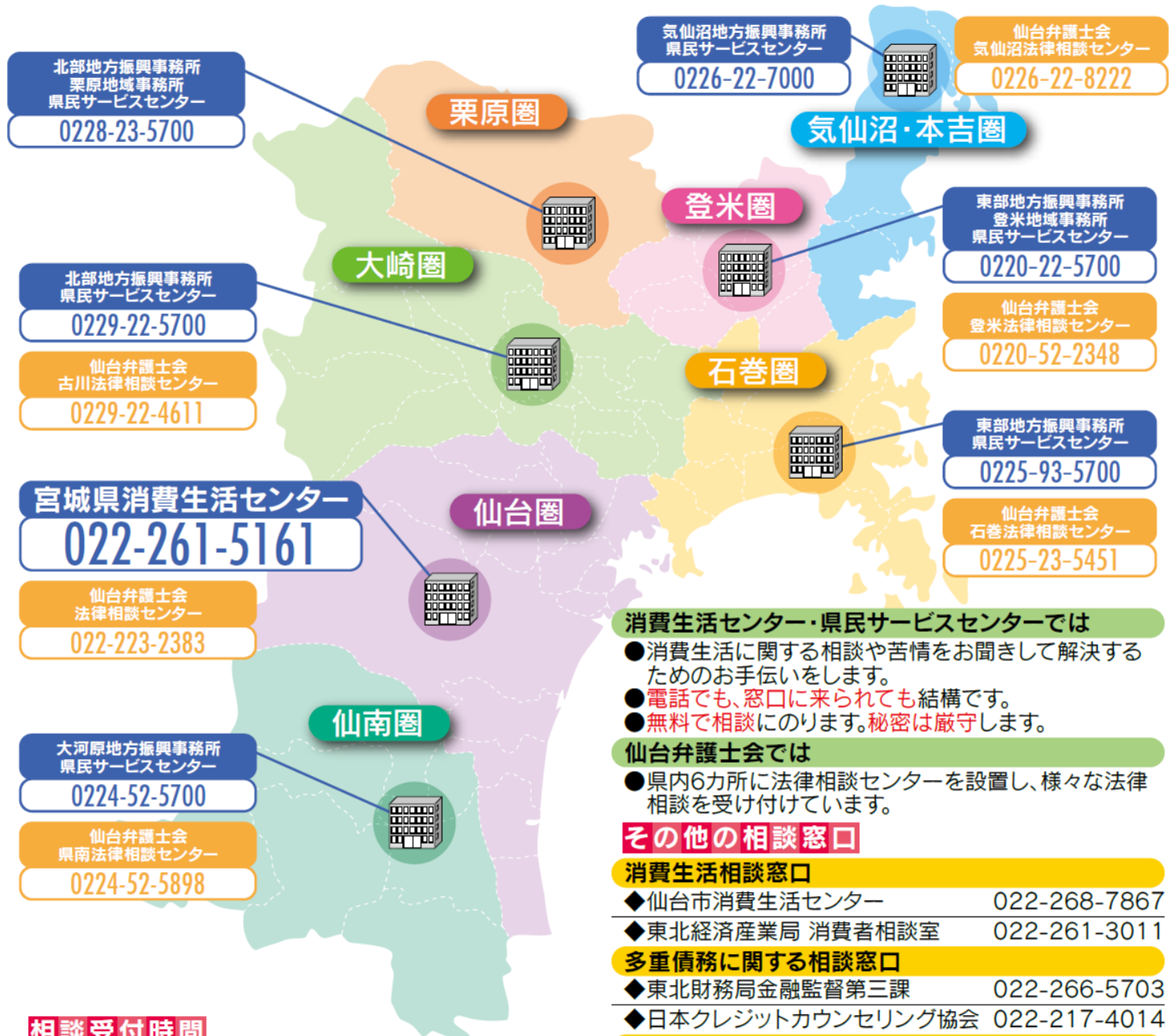


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

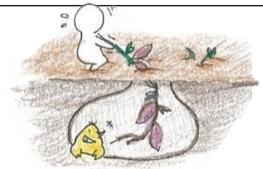
その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。





みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆個人情報に関する不審な勧誘にご用心！
- ◆消費者の皆様へ
- ◆インターネットのトラブルにご注意ください
- ◆冷暖房器具の取り扱い、大丈夫ですか？
- ◆消費生活センターをかたる電話にご用心！



10 October
月号

第55号



個人情報に関する不審な勧誘にご用心！

宮城県消費生活センターには、大手企業の個人情報漏洩に便乗したような不審な勧誘に関する相談が寄せられ始めています。

「あなたの個人情報が漏れているので削除してあげる」などと電話をかけてきて、最終的にお金をだまし取るといった詐欺が増加していると、国民生活センターも注意を呼びかけています。不審な勧誘は相手にしないようにしましょう。

事例1(電話から)

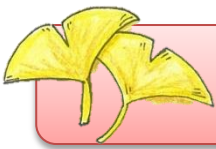
他県の行政機関を名乗るところから、「あなたの個人情報が漏れている。不審な荷物など届いていないか？」と電話がきた。「なぜ、他県からそのような電話がくるのか？」と尋ねると、「当県が一括で注意喚起を行っている。」とのことだったが、そのようなことは行われているのか？

事例2(メールから)

行政機関のようなところから「一斉捜査を行ったところ、あなたの個人情報が流出しているおそれがある。心配であればすぐに担当課まで電話するように。」という内容のメールがきた。信用できるだろうか？

アドバイス

- 「あなたの個人情報が漏れているので削除してあげる」「名簿に名前が載っており、このままでは口座凍結される」などといった勧誘があっても、相手にせずすぐに電話を切りましょう。
- 行政機関が個人を特定し、メールをすることはありません。
- 余計な個人情報を相手に伝えないようにしましょう。
- 少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活相談窓口などに相談してください。



消費者の皆様へ



知事及び市町村長からのメッセージ

県民の皆様への安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村では、今後も引き続き、消費生活相談体制の充実や消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発活動など消費者行政の推進に取り組めます。

宮城県知事	仙台市長	石巻市長	塩竈市長	気仙沼市長	白石市長	名取市長	角田市長
多賀城市長	岩沼市長	登米市長	栗原市長	東松島市長	大崎市長	蔵王町長	七ヶ宿町長
大河原町長	村田町長	柴田町長	川崎町長	丸森町長	亘理町長	山元町長	松島町長
七ヶ浜町長	利府町長	大和町長	大郷町長	富谷町長	大衡村長	色麻町長	加美町長
涌谷町長	美里町長	女川町長	南三陸町長				

～ 困った時は、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください ～



インターネットのトラブルにご注意ください

みやぎの消費生活情報でも何度か注意を呼びかけていますが、**インターネットに関する相談が後を絶ちません。架空請求やワンクリック請求、サクラサイト商法などで、お金を払ってしまったというような相談も寄せられています。**宮城県警の発表によると、平成26年の特殊詐欺による被害額は7月末の時点で6億円を超えており、昨年の同時期と比べて約4億円も増加しているそうです。秋の夜長は何かと夜更かししてしまうかもしれませんが、インターネットのトラブルには十分注意してください。

●架空請求●

「未払いのコンテンツ使用料がある」などとメールやハガキで消費者の不安感を煽る手口
→身に覚えのない請求は無視！

●ワンクリック請求●

動画サイトなどで年齢確認を選択させるなどして、選択すると「登録完了しました。登録料を支払ってください」などの画面が突然現れます。

→この契約は成立していません！相手に連絡して余計な個人情報を漏らさないようにしましょう。

●サクラサイト商法●

「お金あげます」「芸能人の相談にのって」などのメールがきて、返信すると消費者の気持ちをたくみに利用し有料サイトに誘導され、メール交換などの有料サービスを利用させ、支払いを続けさせる手口。メールの相手は、サイト業者に雇われたサクラが異性や芸能人などになりすましています。

→メールだけで相手がサクラかどうかを判断するのは難しいので、知らない人からのメールは返信しないようにしましょう。突然お金をくれるなど、現実の世界で起きないことは、ネットの世界でも起きません。



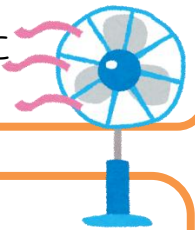
不安な時は相手に連絡する前にすぐ相談！！

冷暖房器具の取り扱い、大丈夫ですか？

暑い夏が終わり、過ごしやすい季節になりました。そろそろ衣替えを考えている方も多いかと思いますが、衣替えと同時に、冷暖房器具の入れ替えも行われるかもしれませんが、その取り扱いには注意が必要です。

扇風機をしまう時

- ガードやファンを外して水洗いし、しっかり乾かしましょう。モーター部分のほこりはできる範囲で取り除きましょう。（※必ず電源プラグを抜いてから作業してください！）
- サビ防止のため、モーターシャフトの汚れを取り、油（ミシン油）を薄くぬります。
- スライドバイブを1番下まで下げて確実に固定します。
- ポリ袋やビニール袋をかぶせてから包装箱にしまい、湿気の少ないところに保管しましょう。



暖房器具を出す際のチェックポイント

- ☑ **使用するストーブなどはリコール製品ではありませんか？**
→リコール製品を使用し続けると、重大な事故を引き起こす恐れがあります。必ず確認してください。リコール情報は「(独)製品評価技術機構 nite(ナイト)」のホームページ、もしくは宮城県消費生活センターに掲示しています。
- ☑ **古い灯油を使用していませんか？**
→長期保管した灯油は変質している場合があります、異常燃焼や故障の原因になるおそれがあるので注意してください。
- ☑ **試運転してみて、変なおいや音などいつもと違う点はありませんか？**
→異常があった際は、使用を中止して事業者や販売店に相談しましょう



**新しい製品には、様々な保護装置が搭載されています。
買い換えも事故防止策の1つです！**

消費生活センターをかたる電話にご用心！

「消費生活センターを名乗り、過去の被害を回復してあげるといふ電話がかかってきた」といふ相談がよせられています。市外局番「022」からかかってくる場合もありますが、消費生活センターではそのような電話はかけていません。相手にせず電話を切りましょう。

✿ アドバイス ✿

●消費生活センターが過去に相談を受けたことがない人に対して電話をかけることはありません。また、被害回復の依頼を勝手に行うこともありません。

●そのような話があれば、相手を信じないで無視してください。

●不審な電話や郵便物が届いた場合は、相手に教えられた番号ではなく、消費者ホットライン（0570-064-370）か、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。

※消費者ホットライン

…お住まいの地域の今繋がる消費生活の相談窓口につながります。

